

共通指針：街並みづくりの基本的考え方

- 自由が丘地区全域での共通の方針となります。

記入例を参考にしてあなたの計画でどのような配慮、工夫をおこなったか具体的に記入ください。

項目		指針	周辺の街並み・環境に応じてどのような配慮、工夫をおこなったか	記入例(参考)	
建築物	配置	<p>A1 建築物は、周辺建築物との連続性や道路空間のひろがり留意して配置します。</p> <p>A2 主要な通り※沿いでは歩行者の安全やにぎわいの連続に配慮した壁面の後退に努めます。 (※自由通り、学園通り、すずかけ通り・グリーンロード)</p>		● 隣のビルにつながるように、前面に歩道状の空地を設けます。	
	高さ	A3 建築物は、周辺建築物との調和・連続性に配慮した高さとし、また、建築物の高さの印象を和らげるため、道路に面する高層部分は後退します。		● 周囲の建物の軒線が3階建て程度なので、そこから突出した印象にならないように、上部の壁面は後退します。	
	形態・意匠	意匠	A4 建築物のデザインは、質の高い魅力的なものとし、		<ul style="list-style-type: none"> ● 低層部ではガラス面を大きくして、にぎわいのある表情が見えるようにします。 ● 上部は周囲の建物に多く見られる白を基調としたタイル仕上げにします。
		材料・材質	A5 建築物の仕上げには、周囲と違和感がなく、長期間美観を維持する材料・材質を使用します。 A6 周囲の建築との調和を配慮し、素材、色彩、窓割などでなんらかの共通性を採り入れるよう努めます。		
		色彩	A7 景観との調和に配慮し、極度に目立つ基調色の使用を避け、		
		屋外階段、ベランダ、バルコニー、ゴミ置き場	A8 建築物と一体化したデザインとします。		
	屋外付帯設備	A9 室外機などの付帯設備は、外部から直接見えないようにします。			
用途	A10 周辺環境や通りの性格に相応しい用途の導入に努めます。		● 通り沿いの低層部は物販店舗を導入しにぎわいの連続をつくり、		
通り(沿道空間)	敷地の境界部、エントランス部	A11 建築物や敷地の特性に配慮したデザインにします。		<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅の入り口、駐車場への出入りは、人通りのある表通り側を避けて脇の道からにします。 ● 店先に店頭販売ができる余裕をもたせています。 	
	駐車場	配置	A12 通りの歩きやすさや安全性に配慮し、また緑や賑わいなど、周囲の街並みの連続性を損なわないよう配慮し、出入口を集約化します。		
		境界・舗装	A13 道路に面する部分では周辺環境との調和、歩行者の快適性に配慮します。		
駐輪場	A14 用途に応じてスペースを確保し、歩行者の安全性と美観に配慮したデザインとします。				
緑	緑の量	A15 既存の緑、周囲の緑を活かす街並みを創出します。 A16 敷地内の緑は、目黒区の緑化基準に基づき、緑化面積を確保します。200㎡未満の敷地でもできる限り緑化を進めます。		<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の隣地の植栽とつながる場所に植栽する工夫をします。 ● 2階テラスを活用して花の演出をすすめます。 	
	道路に面する部分	A17 道路に面する緑の連続に努めます。 A18 道路に面する壁面やベランダ・バルコニーは、鉢植え・プランターを設置する等、緑の確保に努めます。			
広告物	屋上広告	A19 極力設置しないようにします。		<ul style="list-style-type: none"> ● テナント用の広告物掲示スペースをまとめて設けています。 ● 切り文字とバックライトを用いて建物本体と一体のデザインを工夫します。 	
	壁面・窓面広告、懸垂幕、独立看板・袖看板	A20 東京都の広告物条例に基づき総面積・位置等を制限するとともに、落ち着いた景観形成のために必要最低限の種類、数、及び大きさに留めます。 A21 周囲の街並みとの調和に配慮した色彩、デザインとします。			
	置き看板	A22 置き看板は敷地内に置くこととし、周囲の街並みとの調和に配慮し、必要最低限の数、大きさとし、			
通り	公共要素	道路舗装	A23 地区全体の統一的街並みとエリアごとの特性に応じた景観形成とともに、歩行者の安全と歩きやすさに配慮します。		
		街路灯・サイン(標識)	A24 できるかぎり集約し、機能を損なわずにシンプルで洗練されたデザインとします。		
広告物	公共要素	サイン	A25 できる限り集約して設置するようにします。		
		電柱広告	A26 周囲の街並みとの調和に配慮した色彩・デザインとします。		